

# 著作権 一 導入

## 【資料 1】

### 3学期の目標

情報社会を著作権という側面から理解しよう

### 今日の目標

- ・ 様々な出来事を知る
- ・ 著作権の3つの側面を知る

#### A. 自由に使える情報とは？（著作物）

ネットの記事見出し、無断使用に賠償命令 知財高裁、読売の主張一部認める【朝日新聞 2005-10-7】

#### B. 著作権保護と二次創作（同人誌と著作権、同一性保持権、許諾権）

「ドラえもん」無断最終話 同人誌販売の男性謝罪 「本物と誤解した人も」【読売新聞 2007-6-5】

#### C. 著作権侵害の功罪（許諾権、送信可能化権、トレードオフ）

DVD 涼宮ハルヒの憂鬱が何故北米で売れる？【You Tube】3:08

[ネット社会] 急成長の舞台裏（2）投稿サイト、ヒット生む（連載）【読売新聞 2008-8-7】

#### D. 無断利用？ 無断転載？ 抜粋？ ブログのコピペ？ 引用？（権利制限、ネットと著作権）

租税法学会の理事長、論文をネットから無断利用【朝日新聞 2012-10-13】

#### E. 平原綾香のジュピターと Holst の Jupiter（著作権保護期間）

YouTube Jupiter（ジュピター）／平原綾香【You Tube】5:05

「Holst・Jupiter」【You Tube】7:53（3:07 前後から）

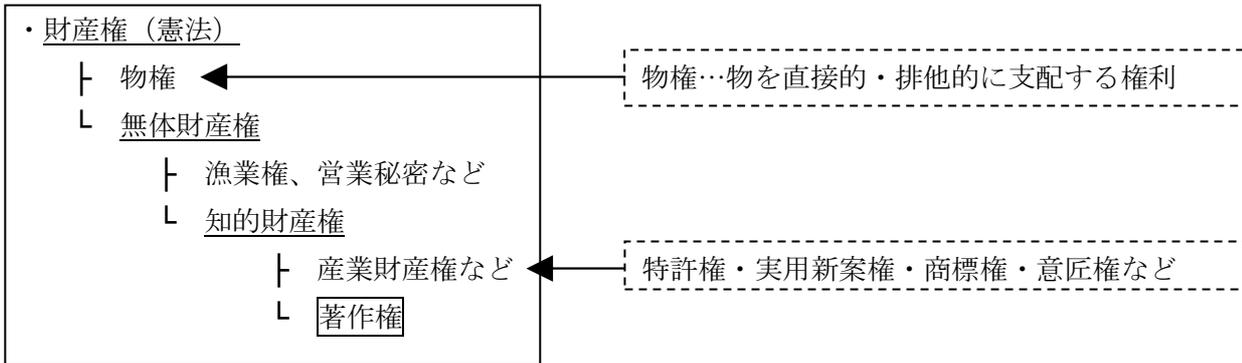
#### F. 悪質なケース（公衆送信権、経済的損失、刑事事件）

ユーチューブ投稿 14歳少年逮捕 発売前の漫画公開【読売新聞 2010-6-14】

#### G. 違法ダウンロードの刑事罰化（ネットと著作権）

[耕現学] 罰則化 違法ダウンロード減るか【読売新聞 2012.10.08】

1. 著作権の位置



- ・物がなくても「財産権」
- ・著作権は人工的な権利

2. インセンティブ (incentive) としての著作権

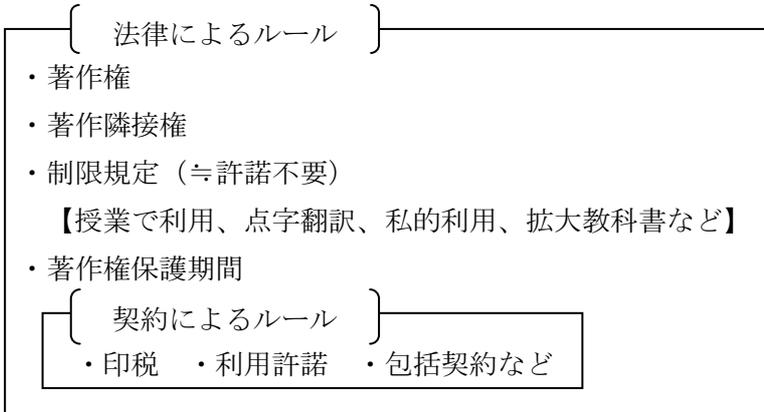
(incentive ≡ 意欲刺激、奨励金、動機付け)

人々が知的な創作物を創作するような政策

例：著作権収入

- ・著作権はインセンティブになっているか？
- 著作権保護は強いほうが良い？弱いほうが良い？（二次創作など）

3. ルールとしての著作権



- ・ Creative Commons など

4. 振り返りシート (予定)

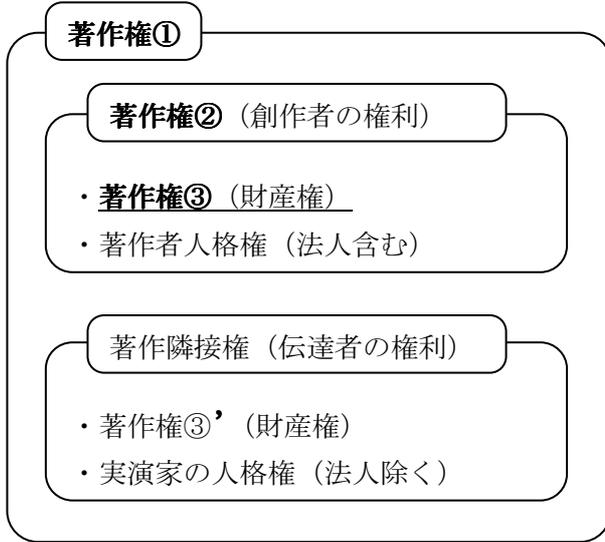
- (1) 太枠を回答する ⇒ 2回目で回収 ⇒ 後の授業で返却
- (2) 細枠を回答する ⇒ 学年末試験当日に委員長と副委員長が回収 ⇒ 出席番号順にして生田に提出

MEMO

# 著作権－著作権（財産権）と著作人格権

## 【資料 2】

### 1 著作権の概観



- アメリカの著作権法では、“copyright”＝複写権であり、著作権③の事である。著作人格権が存在しない。
- ドイツの著作権法では、著作人格権と著作権の財産権③が一体となっている。

### 3 著作人格権の例外

- 公表権における同意の推定
  - ◆著作物を譲渡したとき      ◆映画の著作権が映画制作者に帰属するような映画制作に参加したとき
- 氏名表示権の例外
  - ◆別段の意思表示がない場合、従来の表示を変えない範囲で氏名表示ができる
  - ◆著作者の利益を害する恐れがない場合、氏名表示を省略できる
- 同一性保持権の例外
  - ◆学校教育上やむをえない改変      ◆建築物の増改築、修繕、模様替え
  - ◆プログラムのデバッグやバージョンアップなど      ◆やむをえない改変（そのケースで判断）

#### 補足

- 共同著作物の場合は共同著作者全員が著作人格権を持つ（映画は例外）
  - 共同著作者はその共同著作物を各自で利用できる（嫌がらせなどで利用を妨げてはいけない）
- 名誉・声望を害する方法での利用は著作人格権の侵害とみなす
  - 批評や批判といった程度では侵害とみなさないようである
- 職務著作の著作人格権は法人が持っている
  - 社員が著作人格権を持っていると、使用者である法人が自由に改変できないから、法人に著作人格権を持たせるという「消極的」な意味合であろう。つまり、防衛的な意味合いが強い。
- 著作者の死後において、公に提供・提示する場合、著作者の意を害しない程度の行為は著作人格権の侵害とはならない（行為の性質、程度、社会的事情などを考慮する）。遺族は差止請求権と名誉回復措置の請求権をもつ。
- ペンネームや匿名で著作物を創作しても、文化庁で実名の登録ができる。著作物の著作権（財産権）を有していてもいなくてもよい。

**2 翻訳権・翻案権（第 27 条）と二次的著作物の利用に関する権利（第 28 条）について**

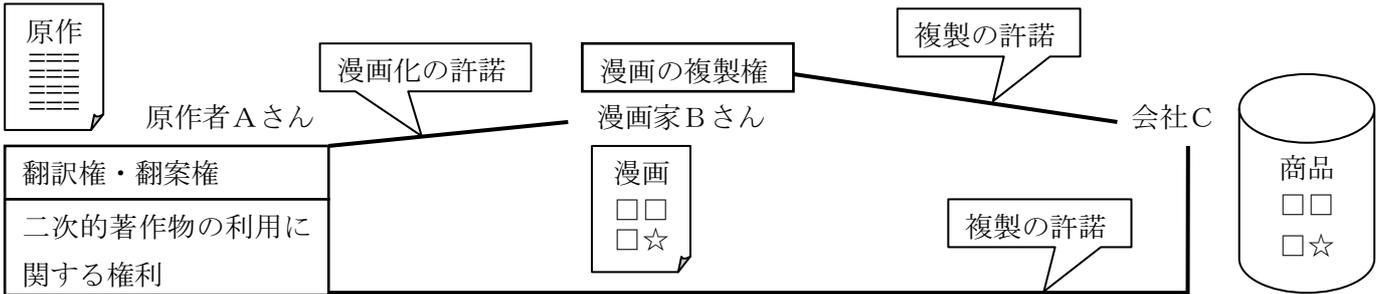
● 翻案権（第 27 条）

著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する

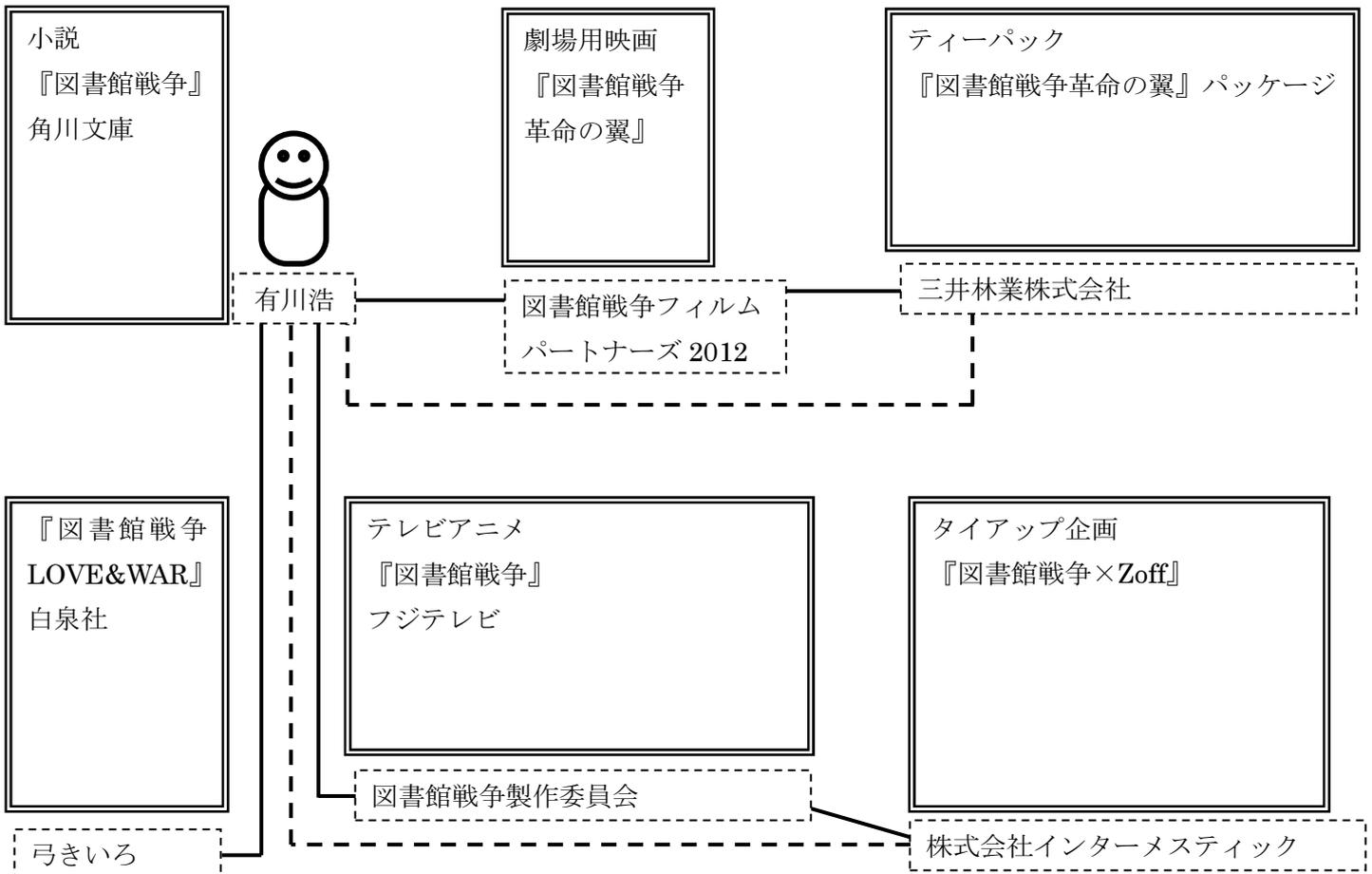
● 二次的著作物の利用に関する権利（第 28 条）

二次的著作物の**原著物の著作者**は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同じの種類の権利を専有する。

【「二次的著作物の利用に関する権利」のイメージ】

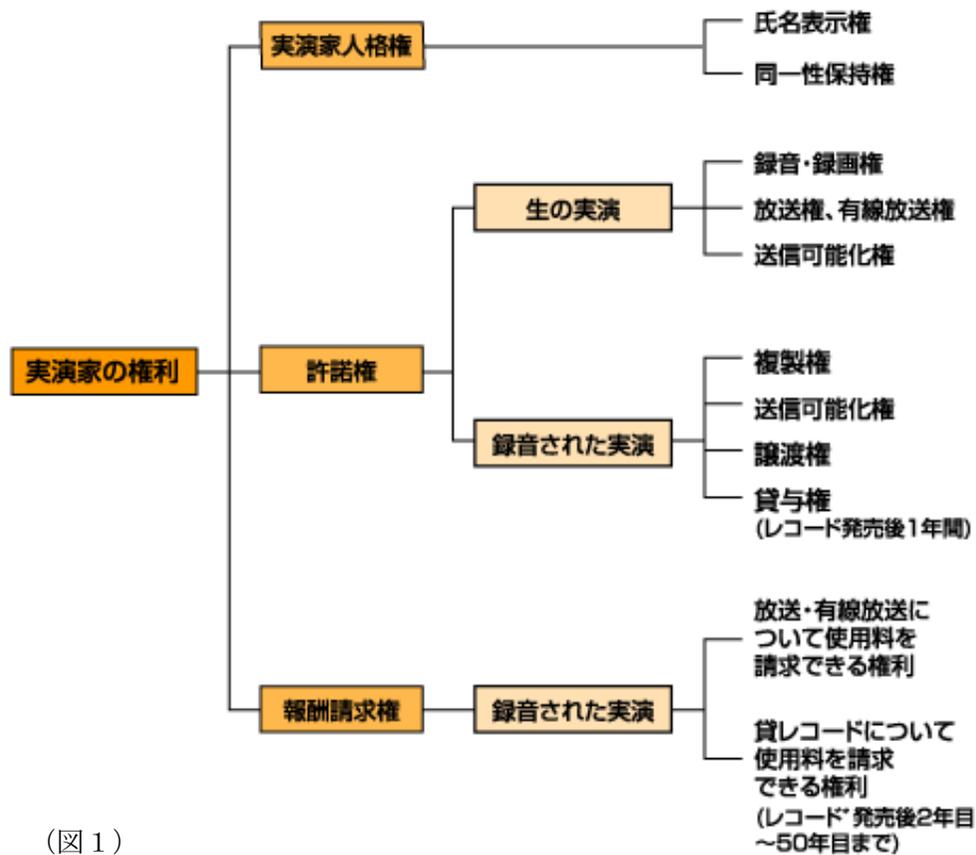


【「二次的著作物の利用に関する権利」の具体例（イメージ）】※注：授業では実際の画像を使った



本質的な問題：「改作のインセンティブ」と「全く新しい創作のインセンティブ」のバランスは・・・？

著作権－著作隣接権

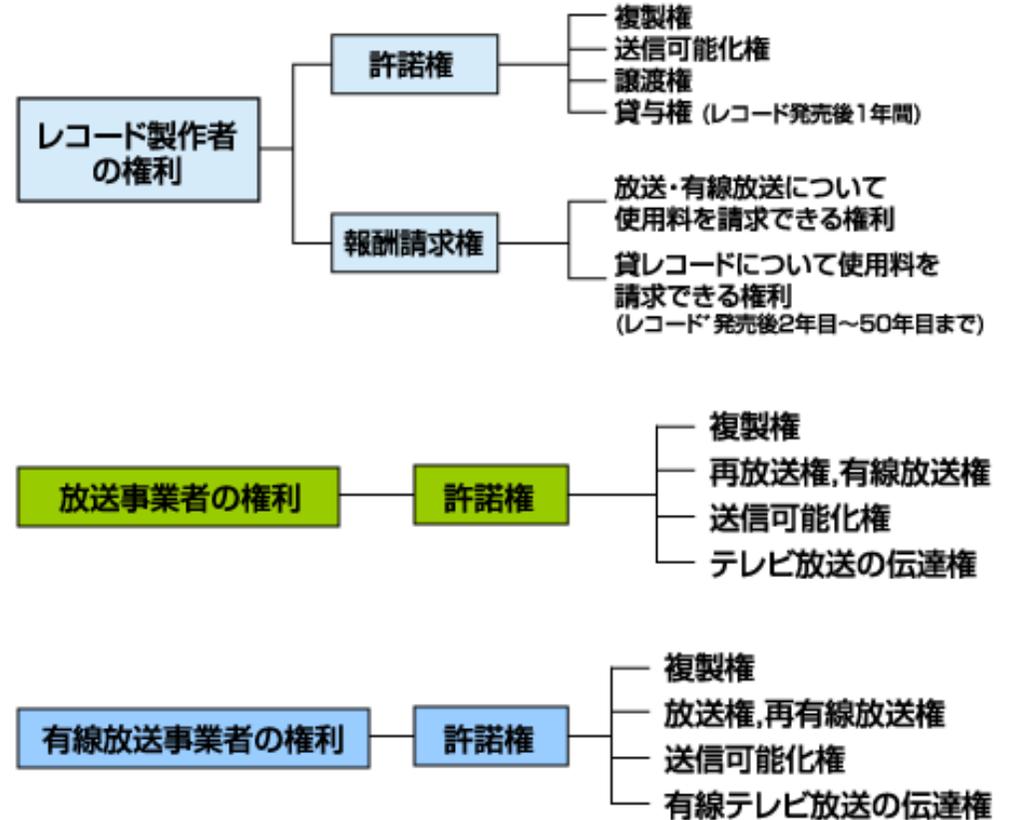


(図1)

利用・流通を重視しているので公表権はない

1. 氏名表示は省略可 (人格権を害さない&公正な慣行)
2. 許諾権・・・他人が利用することを許諾または禁止できる権利
3. 報酬請求権・・・他人が利用したときに使用料を請求できる権利
4. 送信可能化権・・・送信可能状態にする権利 (送信行為ではない)  
(サーバーにアップロードしただけでも、送信可能化状態である)
5. 「共同実演」という考え方はしないとしている (利用・流通重視)

〔 図1、図2、表 … 著作権／著作権の許諾 (2005/05/06)   
 [http://sweb.nctd.go.jp/senmon/shiryo/jyoho/html/12/12\\_31.html](http://sweb.nctd.go.jp/senmon/shiryo/jyoho/html/12/12_31.html) 〕



(図2)

	保護の始まり	保護の終わり
実演	その実演を行ったとき	実演後50年
レコード	その音を最初に固定(録音)したとき	発行(発売)後50年 (発行されなかったときは、 固定(録音)後50年)
放送	その放送を行ったとき	放送後50年
有線放送	その有線放送を行ったとき	有線放送後50年

**著作権－著作権の制限****「定められた条件で自由利用」**

著作権法では、一定の場合に、著作権を制限して著作物を自由に利用することができることになっています。しかし、著作権者の利益を不当に害さないように、また著作物の通常の利用が妨げられないように、その条件が厳密に定められています。また、著作権が制限される場合でも、著作者人格権は制限されません。

## □ 私的使用のための複製（著作権法第30条）★

自分自身や家族など限られた範囲内で利用するために著作物を複製することができる。ただし、デジタル方式の録音・録画機器等を用いて著作物を複製する場合には、著作権者に対し補償金の支払いが必要。コピープロテクション等技術的保護手段の回避装置などを使って行う複製については、私的複製でも著作権者の許諾が必要。私的使用目的の複製であっても、違法著作物であることを知りながら音楽又は映像をインターネット上からダウンロードする行為は、権利制限の対象から除外される。

## □ 図書館などでの複製（著作権法第31条）

法令で定められた図書館などに限り、利用者に対し複製物の提供などを行うことができる。国立国会図書館において、所蔵資料の劣化や損傷に対応するため、入手後直ちにデジタル複製することができる。

## □ 引用（著作権法第32条）★

自分の著作物に引用の目的上正当な範囲内で他人の著作物を引用して利用することができる。

## 【適法引用の要件】

公正な慣行      目的上正当な範囲      (区別明瞭性)      (主従関係)

## 【要約引用】

原文の趣旨に忠実な要約は引用ができる。(学説は分かれる)

## □ 教科書への掲載（著作権法第33条）

学校教育の目的上必要と認められる限度で教科書に掲載できる。ただし、著作者への通知と著作権者への一定の補償金の支払いが必要。

## □ 拡大教科書の作成のための複製（著作権法第33条の2）

教科書に掲載された著作物は、視覚障害、発達障害その他の障害により、教科書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科書に用いられている文字、図形等の拡大その他必要な方法により複製することができる。なお、営利目的で当該拡大教科書を販売する場合には、著作権者に一定の補償金の支払いが必要。

## □ 学校教育番組の放送など（著作権法第34条）

学校教育番組において著作物を放送することができる。また、学校番組用の教材に著作物を掲載できる。ただし、著作者への通知と著作権者への補償金の支払いが必要。

## □ 学校における複製など（著作権法第35条）★

教育を担任する者及び授業を受ける者は、授業の過程で利用するために著作物を複製することができる。また、当該授業が行われる場所以外の場所で同時に授業を受ける者に対して公衆送信を行うことができる。ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合を除く。

## □ 試験問題としての複製など（著作権法第36条）

入学試験や採用試験などの問題として著作物を複製し、又は公衆送信を行うことができる。ただし、営利目的のための利用は、著作権者への補償金の支払いが必要。

- 視覚障害者等のための複製（著作権法第 37 条）

公表された著作物を点字によって複製することができる。また、パソコンによる点字データの保守やネットワーク通信による送信ができる。視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害がある者の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物で、かつ、視覚により表現が認識される方式で公衆に提供されている著作物を、視覚障害者等が必要と認められる限度や方式により複製・自動公衆送信することができる。
- 聴覚障害者等のための複製（著作権法第 37 条の 2）

聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害がある者の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物で、かつ、聴覚により表現が認識される方式で公衆に提供されている著作物を、聴覚障害者等が必要と認められる限度や方式により複製・自動公衆送信することができる。
- 非営利目的の演奏など（著作権法第 38 条）★

営利を目的とせず、観客から料金をとらない場合は、著作物の上演・演奏・上映・口述（朗読）などができる。ただし、出演者などは無報酬である必要がある。
- 時事問題の論説の転載など（著作権法第 39 条）

新聞、雑誌に掲載された時事問題に関する論説は、転載禁止の表示がなければ、ほかの新聞、雑誌に掲載したり、放送したりできる。
- 政治上の演説などの利用（著作権法第 40 条）

公開の場で行われた政治上の演説や陳述、裁判での公開の陳述は、ある一人の著作者のものを編集して利用する場合を除き利用できる。
- 時事事件の報道のための利用（著作権法第 41 条）

時事的事件報道の場合は、事件を構成し、又は事件の過程で見聞きされる著作物を利用できる。（名画の盗難事件を報道するためにその絵の写真を新聞に載せるような場合など）
- 裁判手続などにおける複製（著作権法第 42 条）

裁判の手続のためや、立法、行政上の内部資料として必要な場合もしくは特許、意匠、商標、実用新案、薬事に関する審査等の手続きのためには、著作物を複製することができる。ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合を除く。
- 情報公開法による開示のための利用（著作権法第 42 条の 2）

情報公開法や情報公開条例により開示する著作物を複製したり、再生したりすることができる。
- 国立国会図書館法によるインターネット資料の複製（著作権法第 42 条の 3）

国立国会図書館館長は、インターネット資料を収集するために必要と認められる限度において、インターネット資料に係る著作物を国立国会図書館で使用するための記録媒体に記録することができる。
- 翻訳、翻案等による利用（著作権法第 43 条）

私的使用のための複製、教科書への掲載、学校教育番組の放送、学校における複製、視聴覚障害者のための複製、等に該当する場合には、当該著作物の利用のみならず、その翻訳、編曲、変形、翻案としての利用も同様に認める。
- 放送などのための一時的固定（著作権法第 44 条）

放送事業者などは、放送のための技術的手段として著作物を一時的に固定することができる。
- 美術の著作物などの所有者による展示（著作権法第 45 条）

美術の著作物又は写真の著作物などの原作品の所有者は、その原作品を展示できる。
- 公開の美術の著作物などの利用（著作権法第 46 条）

建築物や公園にある銅像などは写真撮影したり、テレビ放送したりすることができる。

- 展覧会の小冊子などへの掲載 (著作権法第 47 条)  
展覧会の開催者は、解説、紹介用の小冊子などに、展示する著作物を掲載できる。
- インターネット・オークション等の商品紹介用画像の掲載のための複製 (著作権法第 47 条の 2)  
インターネット・オークション等で美術品や写真を出品する際、商品紹介のための画像掲載について、著作権者の利益を不当に害しないための政令で定める措置を講じることを条件に、著作物を複製・自動公衆送信することができる。
- プログラムの所有者による複製など (著作権法第 47 条の 3)  
プログラムの複製物の所有者は、自ら電子計算機で利用するために必要と認められる限度でプログラムを複製、翻案することができる。
- 保守・修理のための一時的複製 (著作権法第 47 条の 4)  
記録媒体を内蔵する機器の保守・修理を行う場合、記録されている著作物のバックアップのために一時的に複製することができる。
- 送信障害の防止等のための複製 (著作権法第 47 条の 5)  
インターネット・プロバイダ等のサーバー管理者は、ミラーリング(アクセス集中による送信遅滞等の防止)、バックアップ(障害発生時の復旧)、キャッシング(送信の中継の効率化)等の目的で、必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができる。
- インターネット情報検索サービスにおける複製 (著作権法第 47 条の 6)  
インターネットによる情報検索サービスを行う事業者は、当該サービスを提供するために必要と認められる限度において、著作物を複製・自動公衆送信することができる。但し、著作権者が情報収集されることを拒否している場合は当該情報は収集できず、また、違法著作物であることを知った場合には、その提供を停止しなければならない。
- 情報解析のための複製 (著作権法第 47 条の 7)  
コンピュータを使った情報解析のために、必要と認められる限度において、著作物を複製することができる。
- コンピュータにおける著作物利用に伴う複製 (著作権法第 47 条の 8)  
コンピュータを利用する際、情報処理の過程で行われるデータの蓄積(複製)について、必要と認められる限度で著作物を複製することができる。
- 複製権の制限により作成された複製物の譲渡 (著作権法第 47 条の 9)  
図書館などでの複製、引用、等により複製が認められた著作物は、その複製物を譲渡して公衆に提供することができる。

(社) 著作権情報センター (2013-1-22) (<http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime7.html>) ( \_\_\_は生田)

~~~~~

● 出所の明示 (第 4 8 条) ★

権利制限による著作物の利用では、出所の明示義務がある。私的使用目的の複製のように、出所明示が無意味・不適当な場合は省略できる。慣行により出所明示が省略できることもある。

● 複製物の目的外使用の禁止 (第 4 9 条) ★

制限規定に基づいて作成された複製物であっても、目的外使用は禁止されている。

# 著作権－国際条約

## 【資料 5】

### 1. ベルヌ条約（文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約）

- ・ 1886 作成（日本は 1899 加盟）
- ・ 特徴的な原則は以下の 4 項目

#### (ア) 無方式主義

著作権の発生には手続きを必要としない

#### (イ) 内国民待遇

同盟国の外国人に対して、自国民に与えている著作権と同様の保護とベルヌ条約の保護を与える

例外：保護期間は短い国の方を適用する（最短は死後 50 年 or 公表後 50 年）

#### (ウ) 著作者人格権の保護

著作権が移転しても著作者が著作者人格権を持つ

#### (エ) 遡及効・・・ベルヌ条約締結前に創作された著作物もベルヌ条約で保護する

★ 方式主義・・・著作権の取得に登録手続きが必要

### 2. 万国著作権条約

- ・ 1952 作成（日本は 1956 批准）

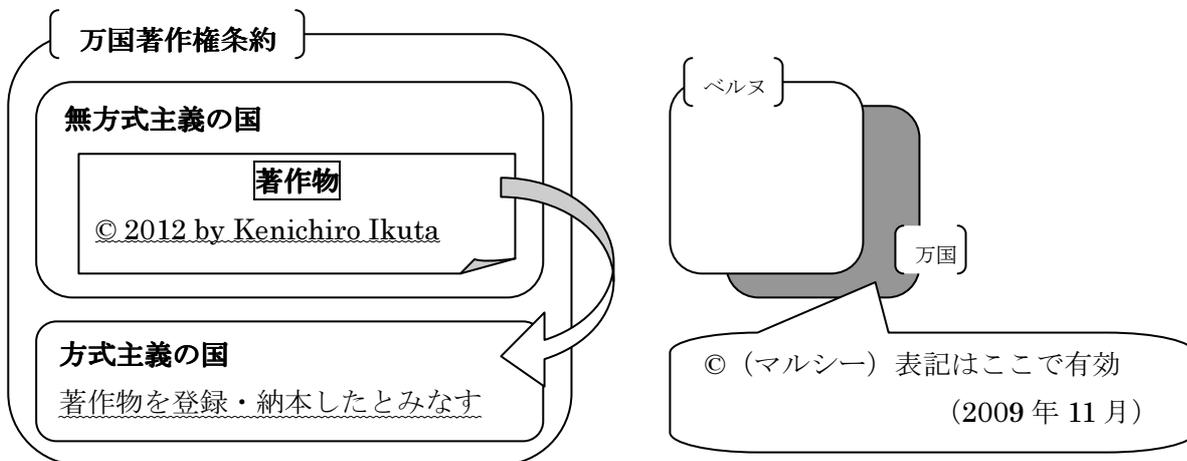
#### (ア) 特徴

- ① 内国民待遇
- ② ©（マルシー）表示
- ③ 不遡及・・・万国著作権条約締結後に創作された著作物のみ万国著作権条約で保護する。
- ④ ベルヌ条約との差違がある場合は、ベルヌ条約を適用。

#### (イ) 経緯

方式主義の国（主に米国）も参加できる国際条約が必要であった。1989 年に米国が無方式主義をとりベルヌ条約に参加したので、その国際的な存在意義は…？

・ ©表示



- 3. ローマ条約（実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約）
  - ・1964年発行（日本は1989年加入）
  - (ア) 内国民待遇
  - (イ) 不遡及

※ キリバス、ツバル、ナウル、バヌアツ、マーシャル諸島はどの知財条約にも入っていない

~~~~~  
【引用のイメージ】

**【例】**

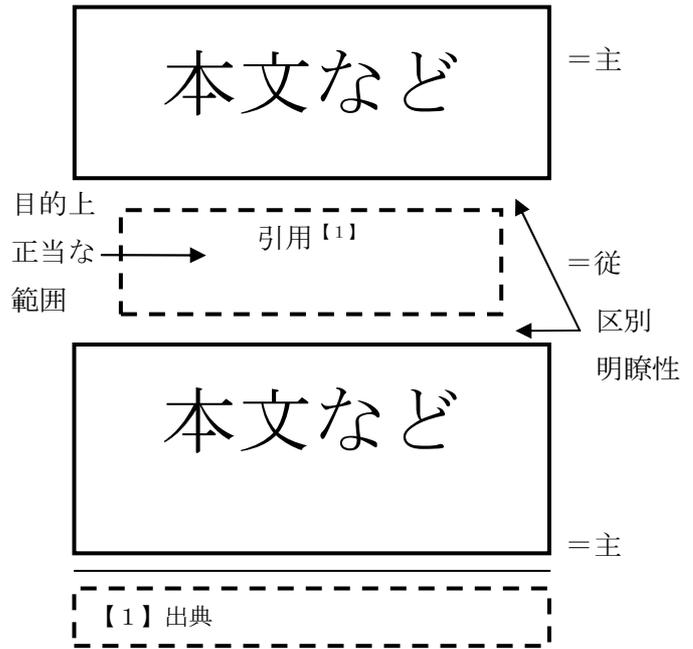
情報の授業で引用の宿題を出すと、一定の割合で引用される有名な言葉がある。

あきらめたらそこで試合終了ですよ…？<sup>【1】</sup>

この言葉はバスケットボール経験者以外の生徒にも人気があるようだ。どの分野においても最後まで取り組むことで成長した経験のある生徒がいるのだと思う。

---

【1】 井上雄彦『スラムダンク』第8巻、集英社 1992



~~~~~  
【MEMO】